平成２３年（フ）第１６８３号
さいたま市岩槻区大字小溝876番地165
債務者　稲山　真弓（旧姓東風谷）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1527番地16
グリーンヒルズＡ102号室
債務者　阿部　　昇
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３９号
埼玉県深谷市田中2929番地11
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４３０号
静岡県三島市中318番地
債務者　佐藤　啓一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
静岡県掛川市大和田829番地
債務者　鎌田　哲男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
栃木県足利市本城１丁目1449番地
債務者　鎌田みつ子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１３１号
栃木県佐野市若宮下町９番地17　エルディムクリハラＢ―103
債務者　川島　文男
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１３２号
栃木県佐野市若宮下町９番地17　エルディムクリハラＢ―103
債務者　川島　優美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１３８４号
東京都町田市鶴川６丁目８番地５の402
債務者　鎌田　忠和
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
熊本県天草市亀場町亀川2051番地25
債務者　下山田昭一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２９４号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目32番地６　リンドバーグ202
債務者　唐橋　知子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４４号
栃木県真岡市長田710番地１　プチ・フルールＦ101号、住民票上の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田908番地
債務者　松本　幸恵
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８８号
栃木県さくら市氏家3467番地19　エバーオンワードⅠ102
債務者　漆原　康行
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９７号
栃木県宇都宮市中央１丁目４番７号
債務者　廣瀬　宮子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０２号
栃木県宇都宮市大曽４丁目７番６号
債務者　郷間　美臣
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０３号
栃木県宇都宮市鶴田町1514番地３
債務者　松村　周二
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係